

MHM Asian Legal Insights

第 161 号 (2024 年 3 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者: 弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

- ベトナム : [改正土地法の成立](#)
- インド : [インド調停法の成立](#)
- タイ : [デジタル資産に対する租税軽減措置](#)
- シンガポール : [①: 会社秘書役業者を対象とした新たな規制の導入](#)
[②: 炭素税相殺対象リストの公表](#)
- ミャンマー : [人民兵役法の施行による徴兵制の導入](#)

今月のコラム [—ホーチミンの楽器屋通り—](#)

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、**MHM Asian Legal Insights 第 161 号 (2024 年 3 月号)** を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

※本レターに記載した円建て表記は、ご参照のために、各現地通貨を現在の為替レートで換算したものとなります。

1. ベトナム: 改正土地法の成立

ベトナムでは、2024 年 1 月 18 日に、現行の土地法 (Law on Land No.45/2013/QH13。「現行法」) を全面的に改正する改正土地法 (Law No. 31/2024/QH15。「改正法」又は「改正土地法」) が国会で可決されました。改正法は一部を除き 2025 年 1 月 1 日から施行が予定されており、ベトナムにおける不動産実務に大きく影響を及ぼすことが考えられます。

改正法のポイントは多岐に亘りますが、本レターでは、第 157 号 (2023 年 11 月号) でご紹介した 2023 年 10 月 13 日付けの改正法案のトピックを中心に、日系企業による不動産開発実務に影響を与える可能性がある重要なポイントに絞ってご紹介します。

(1) 外国投資企業が土地使用权を譲り受けることができる事由

現行法下では、外国投資企業 (Foreign-Invested Enterprises をいいます。一般的に

MHM Asian Legal Insights

外国投資家が一部でも出資しているベトナム法人をいうと考えられています。)が私人や私企業から土地使用権を譲り受けることは、一定の例外類型を除き、原則として認められません。

改正法では、まず、外国投資企業という用語に代わって外国投資経済組織 (Foreign-Invested Economic Organizations) という用語が使用され、外国経済組織とは、「投資法上、土地を利用する投資プロジェクトを実施するために、外国投資家について定められた条件を満たし投資手続を行わなければならない経済組織」と定義されています。そして、外国投資経済組織は、工業団地、工業クラスター、ハイテク団地において私人や私企業から土地使用権を譲り受けることができることとされています。

改正土地法上の外国投資経済組織は、投資法上の概念を参照する形で定義されているため、その範囲を画するためには、投資法の規定を確認する必要があります。この点に関して、投資法には、外国で設立された法人や外国人等の外国投資家と同様に外資規制に服する類型として、いわゆる「みなし外国投資家」の範囲を定める条文が設けられており、例えば、定款資本の50%以上を保有する経済組織等が「みなし外国投資家」に含まれます。その結果、この投資法上の「みなし外国投資家」に該当しなければ、外資の出資を受け入れているベトナム法人であっても、純粋な内国投資家と同様に、私人や私企業から土地使用権を譲り受けることができると考えられます。もっとも、この点は不動産の実務に与える影響が大きいところであり、実際の当局による解釈・運用動向も含め、引き続き議論を注視する必要があります。

(2) リース土地使用権の土地使用料が一括払いとなる場合の限定

ベトナムの土地使用権は、(その取得態様及び土地使用者に許容される利用形態に応じて) 割当土地使用権とリース土地使用権に大別され、そのうちリース土地使用権については、当局への土地使用料の支払方法に応じて、(i)土地使用料が一括払いのリース土地使用権と、(ii)土地使用料が年払いのリース土地使用権に分類されます。現行法上、この一括払いと年払いのリース土地使用権の主な違いとしては、一括払いのリース土地使用権は当該土地使用権を対象とする譲渡・担保提供・サブリース等が原則可能であるのに対して、年払いのリース土地使用権は当該土地使用権を対象とする第三者への譲渡・担保提供が認められず、かつ、サブリースも一定の場合を除いて認められない点にあります。そして、現行法下では、当局からリース土地使用権を取得する場合、土地使用料の支払いについて一括払いと年払いのいずれかを選択することができ、また、年払いのリース土地使用権を一括払いのリース土地使用権に変更する申請を行うこともできる制度となっています。

これに対して、改正法では、土地使用料の一括払いが認められる場合が、以下に限定されました。

MHM Asian Legal Insights

- ① 農業、林業、養殖業、製塩業の投資プロジェクトを実施するための土地利用
- ② 工業団地、工業クラスター、ハイテク団地、工業団地内の労働者用宿泊施設の土地利用
- ③ 公共事業用地の事業目的への利用、観光・オフィス事業活動のための商業・サービス用地の利用
- ④ 住宅法に基づく賃貸社会住宅（住宅支援プログラムの恩恵を受ける事業者が使用するために政府が支援する住宅）の建設のための土地の使用

この改正により、譲渡・担保提供・サブリースの対象となり得る年払いのリース土地使用権の取得可能な場合が限定されることから、土地使用権への担保設定を組み込んだデット性の資金調達や、第三者への土地使用権譲渡の方法によるエグジットを行うことができるプロジェクトが限定されるといった影響が出るのが懸念されます。

(3) 土地使用権・建物の抵当権者の範囲の拡大

現行法上、土地使用権及び土地上の建物については、ベトナム国内にて営業を行うことを許可された金融機関を抵当権者としてのみ抵当権を設定することができることとされており、このような金融機関以外の法人・個人が抵当権者となることは認められていません。

これに対して、改正法では、土地使用権及び土地上の建物について、抵当権設定者が「みなし外国投資家」（詳細は上記(1)ご参照）以外の法人であれば、上記金融機関のみならず、「その他の法人」・個人のために抵当権を設定することが認められることとされており、抵当権者の範囲が拡大されています。なお、この「その他の法人」については、上記抵当権設定者と同様、その他の「みなし外国投資家」以外の法人（すなわち、内国投資家や内国投資家と同様に扱われる外国投資企業）を意味すると考えることが合理的と思われる。

実務上、この抵当権者の範囲が不動産開発プロジェクトのストラクチャーに影響を及ぼすケースは少なくなく、ベトナム国内の金融機関のみならず、より広い範囲の属性の法人・個人にも土地使用権及び建物への抵当権の設定を受けることが認められることとなれば、より柔軟なストラクチャーを採用できるようになる可能性もあります。

(4) 年払いのリース土地使用権に関する賃借権の新設

現行法下では、土地使用権のうち、譲渡・担保設定が認められるのは原則として割当土地使用権及び一括払いのリース土地使用権であるところ、改正法では、土地に付随する資産の売却と同時に譲渡される場合に限り、一定の条件（例えば、当該土地に付随する資産が土地使用権証書に登録されていること等）を満たす場合には、年払いのリース土地使用権に関する賃借権の譲渡が可能となります。条件付きではあるもの

MHM Asian Legal Insights

の、譲渡対象となる土地所有権の範囲が拡大されたことにより、不動産開発のストラクチャーに影響を与え得ると考えられます。

(5) 土地に関する紛争の管轄権

ベトナムの民事手続法上、「ベトナム内にある不動産に対する権利に関する民事訴訟」はベトナムの裁判所が専属管轄を有すると規定されています。当該規定は抽象的であり、具体的にどの範囲で裁判所が専属管轄を有するかについては議論があるところ です。

これに対して、改正法では、「土地に関連する商業活動から生じる紛争」については、ベトナムの裁判所又はベトナムの商事仲裁により解決されなければならないと規定されています。

もっとも、現行法と同様、改正法上ベトナムの裁判所又は商事仲裁に専属管轄が認められる範囲は不明確であり、場合によっては想定以上に広く解釈される可能性もある点に留意を要します。

以上は改正内容の一部であり、改正法では、土地所有権取得のためのオークション・入札に関する規制の改正等、他にも重要な改正が含まれています。ベトナムの不動産関連の法制の改正動向については、改正土地法のみならず、本レター第 159 号（2024 年 1 月号）でご紹介したベトナム改正住宅法や改正不動産事業法の改正も含め、改正内容を子細に確認・検討しておくことが肝要といえます。

（ご参考）

本レター第 157 号（2023 年 11 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00069341/20231121-112819.pdf>

本レター第 159 号（2024 年 1 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00069711/20240122-034324.pdf>

弁護士 武川 丈士

☎ +84-24-3267-4101（ハノイ）

✉ takeshi.mukawa@mhm-global.com

弁護士 岸 寛樹

☎ +84-24-3267-4102（ハノイ）

✉ hiroki.kishi@mhm-global.com

弁護士 湯浅 哲

☎ +84-28-3622-2613（ホーチミン）

✉ tetsu.yuasa@mhm-global.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +84-28-3622-1632（ホーチミン）

✉ kana.manabe@mhm-global.com

弁護士 西尾 賢司

☎ +84-28-3622-2602（ホーチミン）

✉ kenji.nishio@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

2. インド：インド調停法の成立

2023年9月、裁判外の紛争解決手続の一つである調停（Mediation）について規定したインド調停法（Mediation Act, 2023）が成立しました。仲裁（Arbitration）においては、両当事者を拘束する仲裁判断が、仲裁廷という第三者によって示されるのに対し、調停においては、調停員という第三者の介入を前提としつつも、当事者がその判断に拘束されるのではなく、あくまで、両当事者が自発的に合意することによって紛争を終結させることが目的とされており、調停は仲裁と性質が異なる手続となります。

本レターの執筆時点（2024年3月時点）においては、未施行の条項も少なからず存在しますが、インド調停法に定められた主な内容は以下のとおりです。

なお、インド調停法の成立以前、調停についてはインド仲裁調停法（Arbitration and Conciliation Act, 1996）の Part III において規定されていましたが、インド調停法が施行されることにより、インド仲裁調停法上の対応する調停に係る規定は、インド調停法に置き換えられ、インド仲裁調停法の Part III は自動的にその効力を失うことになります。

(1) インド調停法の適用範囲

インド調停法は、以下のいずれかに該当するインドにおける調停に適用されます（法2条）。

- ① 当事者が、インドに居住し、インドにおいて設立され又はインドに事業所を有している場合
- ② 紛争解決をインド調停法に従って行う旨が合意されている場合（この場合の合意は、両当事者が署名した書面でなされていることが必要とされます）
- ③ 国際調停（商事紛争に係る調停で、少なくとも一方当事者がインド国外居住者である場合又はインド国外に事業所を有する法人等である場合の調停）の場合
- ④ 一方当事者がインド中央政府等公的機関である商事紛争の場合
- ⑤ インド中央政府や州政府によってインド調停法下の調停によって解決することが適切であるとされ、その旨がインド中央政府等から通知されている紛争で、インド中央政府等公的機関が一方当事者である紛争の場合

(2) 調停手続の開始

調停手続は、訴訟手続に入る前に、両当事者が紛争解決を志向して、自主的に、両当事者の合意の下で開始することが可能です（法5条）。この点、上記(1)の適用範囲に該当する場合でも、このような両当事者の合意がなければ調停手続は開始しません。その一方で、裁判所は、裁判手続中いつでも、当事者に調停での紛争解決の模索を打診することができます。両当事者がこれに応じて調停手続が開始される場合もありますが、当事者は、当該調停で和解に至らなければならない義務までは負いません（法

MHM Asian Legal Insights

7条)。

(3) 調停員の選任

調停手続の開始に際しては、まず調停員を選任する必要があります。調停員は、両当事者の合意によって自由に選任することが可能です(法8条2項)。もっとも、調停員の選任に際し、両当事者が合意に至らなかった場合、両当事者は、インド調停法が規定する調停サービス提供者(Mediation Service Provider)という、調停手続遂行を司る者に調停員の選任を委ねることになります(同条3項)。調停サービス提供者は、当事者から調停員の選任の申し出を受けた場合、両当事者が合意する調停員を選任するか、両当事者が調停員につき合意に至らない場合は、所定のリストから調停員を選任しなければなりません(同条4項)。こうして選任された調停員は、自らが担当する案件において、自らの独立性や公平性に疑義を生じさせるような利益相反を招来する状況が仮にある場合、調停手続の開始に先立って、書面にて、両当事者にこれを開示しなければならない義務を負っています(法10条1項)。当該開示がなされた場合、当事者は、全当事者の書面による合意に基づき当該調停員を維持することもできる一方(同条3項)、調停員の交代を求めることもできます(同条4項)。

(4) 調停手続の遂行

調停手続は、両当事者が合意した手続に従い、また、調停員による、両当事者の友好的な和解合意に向けた、独立的、中立的かつ公平な方法によるサポートを得つつ進められます(法15条1項、2項)。

インド調停法上、調停手続には期間制限が定められており、最初の調停期日から120日以内(当事者の合意により180日まで伸長可能)に終結しなければならないとされています(法18条1項、2項)。

当該期間中に両当事者が和解の合意に至れば、両当事者を拘束することとなる和解合意書に両当事者が署名することによって調停手続は終了し、紛争は終結することとなります(法19条1項、24条(a)、27条1項)。和解合意書は、両当事者が署名した、両当事者による自発的な紛争解決の合意書面であることから、和解合意書に対して不服申立てができる場合は、詐欺やなりすましがあつた場合等その理由につき制限がされていることに加え(法28条2項)、和解合意書の写しを受領した日から90日以内という期間制限も設定されています(法28条3項)。

他方、調停員が両当事者と協議の上、本件をこれ以上調停に付すことを正当化できない旨宣言した場合、当事者が調停手続からの離脱を書面にて表明した場合や、上記の120日(ないし延長後の180日)という調停手続の所定期間を経過した場合は、調停手続は、紛争の終結に至ることなく、終了したものとみなされます(法24条(b)-(d))。この場合、当事者は、他の方法による紛争解決を模索することとなります。

MHM Asian Legal Insights

今回のインド調停法の成立に際して、インドでは、訴訟や仲裁といった手続に拠らず、当事者間の自主的な合意により紛争を終結させる調停手続に対する期待感が醸成されているように思われます。インド調停法の下で、今後インドにおける調停がどのように運用されていくか、注視が必要です。

弁護士 小山 洋平

☎ 03-5220-1824 (東京)

✉ yohei.koyama@mhm-global.com

弁護士 臼井 慶宜

☎ 06-6377-9405 (大阪)

✉ yoshinori.usui@mhm-global.com

3. タイ : デジタル資産に対する租税軽減措置

タイでは、従来より、デジタル資産や投資トークンの流通を促進する目的の下、租税軽減という観点から円滑な取引環境を実現するための努力が続いておりました。そのような流れの中で、内閣は、2024年2月6日付けで、デジタル資産と投資トークンの取引の更なる活性化を企図した勅令の草案（「勅令草案」）を承認しました。勅令草案は、従来の勅令の適用範囲を拡大する形で、デジタル資産に対する追加的な租税軽減措置の導入を試みるものであり、本レターでは、その概要をご紹介します。

(1) デジタル資産の取引手数料の VAT 免税期間の延長と免税範囲の拡大

タイでは、従前から歳入法（Revenue Code B.E. 2481 (1938)）及びこれに基づく Royal Decree No. 744 において、証券取引委員会（SEC）の許認可を有するデジタル資産取引所での取引手数料については、2022年4月1日から2023年12月31日までに行われた取引に関して、付加価値税である VAT を免除する対応をとっていました。今般の勅令草案においては、上記の VAT 免除期間を、2023年12月31日の経過後も、無期限に延長することとしています。さらに、VAT の免除対象についても、デジタル資産取引所のみならず、SEC の許認可を有するデジタル資産ブローカー及びディーラーの取引手数料にも適用されることとなります。

(2) ユーティリティトークンに対する VAT の免除の追加

また、従前から Royal Decree No. 779 において、デジタル資産事業に関する緊急勅令（Emergency Decree on Digital Asset Businesses B.E. 2561 (2018)）に基づき発行された投資トークンの譲渡に対する税制上の軽減措置が定められていました。この軽減措置は、(i)企業又は有限責任組合が、プライマリーマーケットで投資トークンの売却によって得た収益に対する法人所得税及び VAT の免除と、(ii)2018年5月14日以降に行われるセカンダリーマーケットでの投資トークンの譲渡に対する VAT の免

MHM Asian Legal Insights

除を内容とするものであり、その適用対象は投資トークンの売却及び譲渡に限定されていきました。

一方、勅令草案によれば、VAT の免除は、いわゆるユーティリティトークンと呼ばれるデジタル資産の譲渡にも適用が拡大される予定です。さらに、SEC の許認可を有するデジタル資産取引所、ブローカー及びディーラーを通じて行われるユーティリティトークンの譲渡は、2024 年 1 月 11 日以降、無期限で VAT が免除される予定です。

勅令草案は、VAT の免除期間を延長し、VAT 免除を通じた優遇措置の受益者を拡大することを通じて、拡大傾向にあるタイのデジタル資産に対する投資の促進を試みるものです。今後、勅令草案が勅令として正式に制定された際には、具体的な内容及び実務への影響を再確認する必要があり、今後の立法動向に留意する必要があります。

タイ弁護士 パヌパン・ウドムスワンナクン
☎ +66-2-009-5152 (バンコク)
✉ panupan.u@mhm-global.com

弁護士 西村 良
☎ +66-2-009-5169 (バンコク)
✉ makoto.nishimura@mhm-global.com

弁護士 森 康明
☎ +66-2-009-5149 (バンコク)
✉ yasuaki.mori@mhm-global.com

4. シンガポール

①: 会社秘書役業者を対象とした新たな規制の導入

シンガポール財務省 (The Ministry of Finance) 及び会計企業監督庁 (the Accounting and Corporate Regulatory Authority : 「ACRA」) は、2024 年 3 月 12 日、コーポレート・サービス・プロバイダー (Corporate Service Provider : 「CSP」) 事業に関するこの規制を強化し、企業の実質的所有者に関するこの情報の透明性を高めることを目的とした新たな法案である Corporate Service Providers Bill 及び Companies and Limited Liability Partnerships (Miscellaneous Amendments) Bill (「本法案」) を公表し、意見公募手続を開始しました。本法案上、CSP とは、法人設立代行業務 (登記住所提供及び名義取締役代行手配等を含む) 並びに ACRA に対する登記手続業務及び会計業務等を代行する、いわゆる会社秘書役業者とされており、本法案では会社秘書役業者を対象とした以下の主要な変更の導入が検討されています。

- (a) シンガポールで事業を行う全ての CSP を対象とした ACRA への業者登録の義務化
- (b) マネーロンダリング防止、テロ資金供給阻止、大量破壊兵器の拡散防止 (AML/CFT/PF) 遵守義務

MHM Asian Legal Insights

- (c) CSP（及びその運営陣）に対する上記義務違反に関するこの罰則の導入
- (d) CSP による名義取締役代行者に関するこの適格性の精査義務
- (e) 名義取締役代行及び名義株主代行ステータス及び任命者に関するこの情報の ACRA への開示義務
- (f) 実質的支配者、名義取締役代行及び名義株主代行登録に関連した義務違反に関するこの罰則基準の強化

本法案の意見公募期間は 2024 年 3 月 25 日までとされており、本法案が施行された後に上記の規制が具体的にどのように運用されるのか、特に名義取締役及び名義株主の任命及び情報開示について当地での関心も高まっています。また、CSP に対する規制の強化に従い、CSP を起用している企業にも更なる情報開示の義務が生じることも想定され、今後の動向について引き続き注視する必要があります。

②：炭素税相殺対象リストの公表

シンガポールでは 2019 年に Carbon Pricing Act（「CPA」）の施行により炭素税が導入されていますが、2024 年 1 月 1 日付けで、企業に対する排出量削減を促し低炭素経済への移行を更に支援することを盛り込んだ Carbon Pricing (Amendment) Act（「CPA 改正法」）が施行されています。CPA 改正法に関連して、同日付でシンガポール環境省 (Ministry of Sustainability and the Environment : 「NSE」) 及び国家環境庁 (National Environment Agency : 「NEA」) は、国際炭素クレジット (International Carbon Credit : 「ICC」) 基準に基づく対象リスト（「同リスト」）を公表しました。これにより、炭素税の課税対象企業が同リスト上に掲載された手法を採用している場合に、課税対象排出量の最大 5% までを相殺することが可能になります。

今後段階的な増税が想定されている炭素税について、関連する各種ルールの制定・動向には引き続き注視が必要です。

※当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシンガポール法事務所と協働して対応させていただきます。

弁護士 細川 怜嗣

☎ +65-6593-9467（シンガポール）

✉ reiji.hosokawa@mhm-global.com

弁護士 前川 涼

☎ +65-6593-9757（シンガポール）

✉ ryo.maekawa@mhm-global.com

パラリーガル 有馬 潤

☎ +65-6593-9750（シンガポール）

✉ megumi.arima@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

5. ミャンマー：人民兵役法の施行による徴兵制の導入

2021年2月の国家緊急事態宣言の発出後にミャンマー国軍により組織された国家行政評議会（State Administration Council：「SAC」）は、2024年2月10日付け Notification 第 27/2024 号において、ミャンマー国民の兵役義務について定める人民兵役法（People's Military Service Law）（「本法」）を同日より施行することを公表しました。本法は、旧軍政末期の2010年に、当時政権を掌握していた国家平和開発評議会（State Peace and Development Council：「SPDC」）の下で制定され、SPDCが別途定める日より施行されることになっていました。その後の民主化の動きの中で施行が見送られ、10年以上も未施行の状態が続いていました。

本法は、ミャンマー国民の兵役義務について、男性は18歳から35歳まで（技術者、医師等の専門職は45歳まで）、女性は18歳から27歳まで（同じく35歳まで）を徴兵の対象として定めています。宗教関係者や障害のある者等、兵役免除となる一定の例外を除き、徴兵対象として指定された者は、原則として2年間（専門職は3年間）の兵役に服することが求められます（なお、国家が緊急事態にある場合、兵役期間は最長5年間まで延長可能です）。徴兵に応じなかった者や、兵役を免れるために健康状態等について虚偽の申告を行った者等に対する刑罰として、最長3年から5年の懲役刑又は罰金刑（併科あり）が定められています。

徴兵制に関し文書で公表されている情報は上記のとおりですが、SAC関係者による談話の形で以下の点が明らかにされています。

- 実際の徴兵手続は2024年4月下旬に開始される見込みであること
- 当初は男性のみを徴兵の対象とすること
- 徴兵対象となるのは年間6万人程度を見込んでいること

本法がこのタイミングで施行された理由については特に明示されていませんが、昨年10月以降特に激化した少数民族との戦闘や投降等による兵士の離脱が相次いだことで、著しい兵員数の減少が生じているという背景事情があるとの情報もあります（本法の施行と時期を同じくして、予備役の招集に関する予備役法（Reserve Force Law）も2024年2月13日付けで施行されています）。今後どれくらい実効的な形で徴兵が進められるのかは不明ですが、徴兵対象とされている年齢層を考えると、徴兵により一般企業の労働力への悪影響が生じる可能性も否定できません。また、ミャンマー国軍での兵役を忌避し離緬する若年者も今後さらに増加する可能性があります。こういった動きによりミャンマー経済への悪影響も懸念されることから、引き続き今後の動向を注視していく必要があります。

弁護士 武川 丈士

☎ +95-1-9253652（ヤンゴン）

✉ takeshi.mukawa@mhm-global.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +95-1-9253653（ヤンゴン）

✉ kana.manabe@mhm-global.com

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-9253654（ヤンゴン）

☎ 03-6266-8566（東京）

✉ atsushi.inoue@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

今月のコラム－ホーチミンの楽器屋通り－

“Music is my life and my life is music” -音楽とは人生であり、人生とは音楽である-

クラシックの巨匠、モーツァルトがかく語ったとされています。モーツァルトと比較するのもおこがましい話ですが、私は趣味が音楽鑑賞ということもあり、国内外のライブによく繰り出しては音楽のある人生を楽しんでいます。しかし、ここベトナムでは、日本含む諸外国と比べてこうした音楽のイベントは多くないのが現状です。そうなると、湧きたつ思いはただ一つ。

“ライブで音楽を聴けないのなら、自分で楽器を弾けばいい！”

かくしてベトナムの楽器屋を探し始めたところ、どうやらホーチミンには楽器屋が集まる通りなるものがあるようです。今回はそんな楽器屋通りについてご紹介します。



その通りは、グエンティエントウアット (Nguyễn Thiện Thuật) 通り。バックパッカーが集まることで有名なファングーラオ通りから車で 10 分ほどで辿り着きます。ちなみに、ベトナムの通りの名前は過去の偉人の名前に由来するものが多く、この通りも、かつてフランスの支配に抵抗した指導者グエンティエントウアットの名前が付けられています。なお、同名の通りはここホーチミンのみならず、ハノイ、ダナン、ニャチャン等、各地で見かけることができます。

そしてこちらがグエンティエントウアット通り。この通りでは、南北約数百 m の一本道の左右に何件もの楽器店が立ち並びます。

アコースティックギターをメインに取り扱っているお店がほとんどです。大体のお店がギターを吊るして飾っており、初見では驚かれること請け合いです。



さて、私が訪れたのは、Đại Việt という店。店頭にいたご主人のにこやかな笑顔に惹かれました。

Đại Việt でも、主力はアコースティックギター。日本ではあまり見かけない、特徴的な

MHM Asian Legal Insights

模様が印象的です。一本一本がご主人の手作りで、模様も彫っているのだとか。

ご主人曰く、この通りは20年前から楽器店が乱立し始めたようです。なぜこの地に楽器店が集まったのかは店主やほかのベトナム人に聞いても結局謎に包まれたままですが、相当に歴史のある通りのようです。

さて、色々のご主人から伺ったのち、このお店で楽器を購入することに決めました。



中古のエレキベースです。

アコースティックでもギターでもないですが、これがほしかったのです。いずれにせよ、グエンティエントゥアット通りにはジャンル問わず様々な楽器があるということです。お店を眺めるだけでも面白いですので、ホーチミンにお立ち寄りの際には是非覗いてみてください。

(弁護士 湯浅 哲)

MHM Asian Legal Insights

セミナー・文献情報

- セミナー [『第5347回金融ファクシミリ新聞社セミナー「海外子会社における不祥事発生時の初動対応と予防策～贈賄などの具体的なケーススタディを交えながら～」』](#)
開催日時 2024年4月10日(水) 13:30～15:30
講師 御代田 有恒
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

NEWS

- 「新パートナー・カウンセルのご紹介」ページを公開しました
このたび、当事務所では、本年1月付で、17名の弁護士がパートナーに、17名の弁護士がカウンセルに就任しましたので、「新パートナー・カウンセルのご紹介」ページを公開しました。いずれも各々の分野で深い専門知識と経験を有する弁護士です。
是非ご覧ください。
⇒ [「新パートナー・カウンセルのご紹介」ページ](#)

- 横浜オフィス開設のお知らせ
今般、当事務所は、横浜オフィスを開設することといたしましたので、お知らせいたします。

当事務所は、東京をはじめとする国内各拠点においてリーガル・サポートを提供しておりますが、このたび、国内有数の経済規模を誇る神奈川県において、クライアントの皆様により密接な立場からきめ細やかなサポートを提供させていただくため、神奈川県横浜市にオフィスを開設することといたしました。

横浜オフィスには、会社法関連業務、訴訟・紛争、M&A、スタートアップ等において豊富な経験を有するパートナーである河島 勇太 弁護士及びアソシエイト弁護士が所属いたします。

横浜オフィスは、他の国内拠点（東京、大阪、名古屋、福岡、高松及び札幌）及び海外拠点（北京・上海・シンガポール・バンコク・ヤンゴン・ホーチミン・ハノイ・ジャカルタ・ニューヨーク）、並びにその他の国の提携法律事務所等と密に連携をとりながら、会社法関連業務・訴訟紛争・M&A・スタートアップ・事業承継・危機管理・ファイナンス・事業再生・クロスボーダー取引をはじめとする幅広い分野において最先端のリーガル・サポートを提供し、神奈川県の実経済発展に微力ながら寄与して参る所存です。

MHM Asian Legal Insights

横浜オフィスの開設については、開設に必要となる諸手続を経た上、2024年夏頃のスタートを目指しております。開設日・開設場所等の詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

※横浜オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として開設する予定です。

➤ **Chambers Global 2024にて高い評価を得ました**

Chambers Global 2024にて当事務所は日本における以下の分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士がその分野で高い評価を得ました。

さらにタイ (Chandler MHM Limited)、ミャンマー (Myanmar Legal MHM Limited) 及び中国においても以下の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士がその分野で高い評価を得ております。

森・濱田松本法律事務所

JAPAN

- ・ Banking & Finance (Band 1)
- ・ Capital Markets (Band 1)
- ・ Capital Markets: Securitisation & Derivatives (Band 1)
- ・ Corporate/M&A (Band 1)
- ・ Dispute Resolution (Band 1)
- ・ Intellectual Property (Band 2)
- ・ International & Cross-Border Capabilities (Japanese Firms) (Band 1)
- ・ International Trade (Band 1)

THAILAND

- ・ Banking & Finance (Band 2)
- ・ Corporate/M&A (Band 2)
- ・ Projects & Energy (Band 1)

MYANMAR

- ・ General Business Law (Band 2)

弁護士

JAPAN

- ・ Banking & Finance : 佐藤 正謙、青山 大樹、小林 卓泰、末廣 裕亮、松田 悠希
- ・ Capital Markets : 鈴木 克昌、尾本 太郎、根本 敏光、田井中 克之

MHM Asian Legal Insights

- ・ Capital Markets: J-REITs : 尾本 太郎、藤津 康彦
- ・ Capital Markets: Securitisation & Derivatives : 佐藤 正謙、江平 享
- ・ Corporate/M&A : 棚橋 元、石綿 学、大石 篤史、松村 祐土、小島 義博、林 宏和、紀平 貴之、内田 修平、松下 憲
- ・ Corporate/M&A: Expertise based abroad in Myanmar : 武川 丈士
- ・ Dispute Resolution : 関戸 麦、飯田 耕一郎
- ・ Dispute Resolution: International : ダニエル・アレン
- ・ Intellectual Property : 三好 豊、岡田 淳
- ・ International Trade : 石本 茂彦、梅津 英明、宮岡 邦生

CHINA

- ・ Intellectual Property (International Firms): Expertise based abroad in Japan : 小野寺 良文

THAILAND

- ・ Banking & Finance : ジェッサダー・サワッディポン、ジョセフ・ティスティウオン、スパトラー・サターポンナーノン
- ・ Corporate/M&A: アカラポン・ピチェードヴァニチョーク、ヌアンポン・ウエークスワナラック
- ・ Projects & Energy : ジェッサダー・サワッディポン、ジョセフ・ティスティウオン、デイビット・ベックステッド

MYANMAR

- ・ General Business Law: Foreign expert in Japan : 武川 丈士
- ・ General Business Law : キンチャー・チー、武川 丈士、眞鍋 佳奈